



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第486号 令和4年8月12日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
515	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
516	森林管理重点地域の指定をする件	同
517	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	道路整備課
518	同	同

徳島県告示第五百十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年八月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町西庄字山神下五六、五七の一、五七の二、東山字石木三九六の一、三九六の二、六四七の六、六四九の二、六四九の三、六四九の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山神下五六・五七の一・字石木三九六の一・三九六の二・六四七の六・六四九の二・六四九の三・六四九の一〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和四年八月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

阿南市細野町長手六一の一及び六一の三

徳島県告示第五百十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年八月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県道路占用管理システム構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県県土整備部道路整備課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年六月十四日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国
愛媛県松山市三番町四丁目九番地六
- 五 契約金額
六千八百四十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第五百十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年八月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
道路情報板制御システム再構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県県土整備部道路整備課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年六月十四日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国
愛媛県松山市三番町四丁目九番地六
- 五 契約金額
九千五百十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号